

## 電気立体炊飯器購入仕様書

### 1 件 名

電気立体炊飯器購入

### 2 適 用

電気立体炊飯器購入に適用する。

### 3 目 的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、電気立体炊飯器購入を受注者（以下「乙」という。）に委託し、新規納入および既存電気立体炊飯器の処分を目的とする。

### 4 履行場所

町田市旭町 2 丁目 15 番 41 号（町田市民病院）

### 5 履行期限

契約確定日より 2020 年 10 月 30 日まで

### 6 設置場所

町田市民病院 南棟地下 1 階栄養科厨房内

### 7 作業項目

- (1) 既存電気立体炊飯器撤去処分
- (2) 新規電気立体炊飯器製作、搬入、設置、接続
- (3) 試運転調整
- (4) 取扱者対象の取扱説明

### 8 参考機種（ERC-27NE） 2 台

- (1) 外形寸法 幅 750mm×奥行 730mm×高さ 1345mm 程度
- (2) 能力・容量 標準炊飯量 3.0kg～6.0kg×3
- (3) 消費電力 三相 200V 16.2kw

### 9 本体仕様

- (1) 主材質はステンレス製であること。
- (2) 焚き上げ 5 段階調節可能であること。
- (3) 追い炊き 5 段階調節可能であること。
- (4) 蒸らし 3 段階調節可能であること。
- (5) 白米、無洗米、炊き込み、粥、の焚き上げ設定が可能であること。
- (6) エラー表示はデジタル基板に表示されること。
- (7) タイマー設定は単位（24 時間 00 分）まで有すること。
- (8) 既存の食缶が使用可能なこと。（テフロン加工、アルミ蓋付、490φ×187H）

## 10 特記仕様

設置については、栄養科業務終了後、18時以降に行うこと。詳細は担当職員と調整の上実施すること。

## 11 安全対策等

本契約を実施するにあたり安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

## 12 軽微な変更

電気立体炊飯器機能に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施すること。

## 13 試運転および運転指導

自動食器洗浄機設置後、履行期限内に試運転確認を実施すること。試運転については担当職員立会のもと実施するとともに取扱説明を行うこと。

## 14 保証

保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年以内に生じた故障等は受注者の負担にて速やかに対処すること。

## 15 提出書類

保証書および取扱説明書2部

## 16 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 17 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当契約に必要なものは受注者の負担で実施すること。

## 18 その他

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施すること。